

# 申請事案

航空局航空ネットワーク部航空事業課  
平成25年9月26日

## 審議事案

申請種別	混雑空港運航許可申請
申請 年月日 諮問	申請 平成25年6月11日 諮問 平成25年9月12日
申請者	Peach Aviation株式会社
申請内容	成田国際空港を使用して運航を行うことの 許可申請
備考	運航開始 平成25年10月27日(日) の予定期日

# 成田国際空港の混雑空港運航許可申請事案説明資料

## 1. 申請者

大阪府泉佐野市泉州空港北一番地 建設棟5階

Peach Aviation株式会社 代表取締役CEO 井上 慎一

## 2. 申請事案の種類

混雑空港運航許可（成田国際空港）

## 3. 運航計画の概要

①路 線 関 西 - 成 田

②使 用 空 港 関西国際空港及び成田国際空港

③運 航 回 数 2往復/日（10/27~1/9及び1/27~1/31）  
3往復/日（1/10~1/26及び2/1~3/27）

### ④発 着 時 刻

	発	着	備考		発	着	備考
関西-成田	07:10	08:35		成田-関西	09:05	10:35	
	11:40	13:05	(*1)		13:50	15:20	(*1)
	19:00	20:25			20:55	22:25	

(\*1) 1月10日以降運航、但し1/27-1/31運休

⑤使 用 航 空 機 エアバス式A320-214型機（180席）

## 4. 実施予定日

平成25年10月27日（日）

5. 当該申請が航空法第107条の3第3項の各号に適合することの説明

(1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること。

成田国際空港は、航空機の航行の安全確保等の観点から発着調整基準を定めている。

申請者の運航計画は、これらの発着調整基準に合致しており、また、関係空港の発着時刻についても運用時間内であり、運航に必要な時間も十分に確保されている。

よって、航空機の運航の安全上適切なものであると認められる。

(2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること。

申請者は、成田国際空港を使用して成田－関西線を平成25年10月27日から1日2往復、平成26年1月10日から1日3往復を運航しようとするものである。

申請のあった成田－関西線はジェットスター・ジャパンが1日3往復運航する競合路線への参入である。

申請者は、日本初のローコストキャリア（LCC）として、関西国際空港を拠点に国内線、国際線ネットワークを拡充してきているが、今般、成田－関西線についても新たに参入し、LCCとして申請者が低価格な運賃を提供することにより、利用者の選択肢が広がり、航空旅客需要の拡大につながることから、利用者利便に適合する輸送サービスが提供されるものである。

よって、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

以上（1）及び（2）により、当該申請は航空法第107条の3第3項各号の基準に適合するものと認められる。